

# 意見書

令和2年4月9日

野田市児童虐待再発防止合同委員会

弁護士 島田亮

- 1 本件のような事件が再び起こらないようにするために、野田市は何をすべきか。この点について、以下、若干の意見を述べる。
- 2 児童虐待を防ぐためには、教育現場に従事する者が児童虐待の徵表に早期に気づき、児童の安全という観点から、様々な問題に適切に対処する必要がある。  
その中で重要なことは、現場の職員が一人（あるいは少數）で問題を抱え込まないようにするための態勢作りである。この点について一助となりうるのは、昨年より導入されているスクールロイヤー制度である。
- 3 本件では、教育委員会職員において父親の圧力に屈し、いじめアンケートを開示してしまうことがあった。仮に教育委員会職員がその時点でスクールロイヤーに相談することが出来ていれば、そのような事態を防止できた可能性は高い。  
仮に職員から相談を受ければ、スクールロイヤーは、児童の福祉という観点から、父親による要求が妥当であるかを検討したはずである。そして、児童の福祉という観点から父親による要求が不当と考えられれば（本件は、まさにそのような事案である。）、開示を拒むよう助言したはずである。  
このような対応が行われていれば、少なくとも、いじめアンケートが父親に開示されることはなかったはずである。
- 4 加えて、本件では、父親がなぜいじめアンケートの存在を知っていたのか。さら

には、なぜ父親が、児童が書いたとする同意書を持参したのか、という問題がある。

これらの事実が指し示すのは、父親が児童に接触し、いじめアンケートの存在を聞き出し、その意に反して同意書を書かせたことである。ところが、本件では、その時点できれいなことが表だって議論された様子はない。

この点について、仮にスクールロイヤーへの相談が実現していれば、異なる経緯を迎った可能性が高い。

すなわち、たとえ一人（あるいは少數）の職員で問題意識を持つことが出来なかつたとしても、スクールロイヤーを含む複数の者で協議を行えば、問題意識を持つチャンスは当然増える。また、スクールロイヤーという外部専門職の目を入れることで、素朴な疑問（「なぜ父親がいじめアンケートの存在を知っていたのか」）について、より深いレベルの問題点（「それは、父親が、一時保護解除の条件に違反し、児童に接触したからであろう」）にまで理解を深めることが可能だったと考えられる。

このように、本件でスクールロイヤーが関与していれば、上記問題に関する理解を深めることが可能だったと考えられる。その結果、当該情報を速やかに児童相談所と共有し、異なった対応をとることが出来たはずである。

## 5 このように、本件事案に即して考えても、スクールロイヤーの存在は重要である。

ところで、この点に関連し、「野田市児童虐待死亡事例検証報告書」99頁には、「スクールロイヤーは行政組織間のあらゆる法的問題を解決できるわけではない」「不当な要求に対しては、本来、職員がそのような恫喝に動じない判断ができなくてはならない」「法律による行政の原理からすれば、最低限の法的知識をきちんと身に着けていなければ子どもに関わるべきはない」と記載されている。

無論、上記指摘は正論である。スクールロイヤーは万能でなく、職員各自が法的知識等の向上に努めるべきは、当然である。しかし、この問題を、単に職員個人の資質の問題として片付けるべきではない。

現実問題として、職員の多くは、行政に関する必要最低限の法律知識を備えていたとしても、裁判に関連する法律知識や、自分の専門領域外の法律知識は備えていない。それが故に、同報告書99頁も指摘するように、多くの教育関係者が「訴える」という言葉に弱い現実がある。

強圧的態度で裁判をちらつかされれば、多くの職員が対応に苦慮するのが実情である。それにかかわらず、当該職員の責任で「法に従って適切に対処しなさい」と言うだけでは、問題の解決としては不十分である。逆に、職員が一人（あるいは少數）で問題を抱え込み、その結果、問題点に適切に対処できなくなる事態を招きかねない。

職員個人の資質もさることながら、困った時、迷った時に、弁護士（スクールロイヤー）に気軽に相談できる場があること。そのような制度が確立されることが、職員が一人（あるいは少數）で問題を抱え込むことの防止につながる。同時に、法的視点を補い、適切な対処を行うことの助けとなる。

このように、この問題は、単なる職員各位の資質の問題にとどまらず、制度としての問題である。

6 スクールロイヤーについて、上記報告書100頁には、「何より重要なことは、スクールロイヤーは子どもを守ることが第一の使命とされるべきという点である。学校や教師を守るのは二の次である。」と記載されている。

この指摘は正当である。スクールロイヤーに求められるのは、中立的な立場から、児童の福祉という観点に基づいて助言等を行うことである。スクールロイヤーは、学校や先生の代弁者になってはならない。そして、保護者と野田市との対立構造になるような場面には、スクールロイヤーは関与すべきでない。

もっとも、本件のような場面では、保護者の要求を断ることが児童の福祉の観点から妥当と判断される。そのような場合には、「保護者の要求を拒否してください」と助言することこそが、スクールロイヤーに求められることである（仮に、その後、

市と保護者とが対立構造になるのであれば、顧問弁護士への相談を勧めるべきであり、その場面にまでスクールロイヤーが関与すべきではない。）。

訴訟をちらつかせ、強圧的な要求を行う保護者に直面した場合、職員の多くは対応に悩むこととなる。そのような場合、法律専門家であるスクールロイヤーから助言を受けることが出来れば、安心して、自信を持って対応することが可能となる。そのことが、ひいては児童の福祉にも適うものと考えられる。

7 以上の通り、スクールロイヤー制度は積極的に活用されるべきであるが、今後の制度の運用について若干意見を述べる。

昨年よりスクールロイヤー制度は動き始めているが、より良い制度とするためには、スクールロイヤーに相談しやすい態勢作りがなされなければならない。そのためには、①教育現場にスクールロイヤーの存在（及び利用方法）を広報すること、②スクールロイヤーと教育現場との交流・意見交換等を積極的に進めること、③スクールロイヤーに相談することが人事評価に影響するものでないことを明確化すること（「一人で問題を解決出来ないからスクールロイヤーに相談した」として、当該事実をマイナス評価することは許されない。そのようなおそれがあると現場の職員が考えれば、スクールロイヤーに相談することを躊躇することとなり、制度は有名無実化する。そのためにも、そのようなおそれがないことを、明確にしておく必要がある。）等の諸施策が必要不可欠と考える。

弁護士（スクールロイヤー）から見れば非常に単純なことでも、現場の職員にそのことがわからず、悩んでしまう場面もある。そうした悩みを抱え込まず、何かあったらスクールロイヤーに相談すること。そのような理解が進めば、状況の改善につながり、本件のような事件の再発を防ぐことにも資するものと考えられる。

以上